

令和6年9月 河北町農業委員会総会（第9回）

令和6年9月25日（水曜日）午前9時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年9月25日（水曜日）午前9時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 10番 逸見三和子委員 11番 奥山喜幸委員

日程第2 議案の審議

報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第31号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤事務局長）

先日の大雨では町内の多くの田んぼが冠水して稲刈りの時期また豆の収穫の時期ということで、作業ができない状況になっているようですけれども、そういう忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。只今より令和6年9月河北町農業委員会総会を

開会いたします。

始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

おはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

今局長からもあったように、他の地域からみれば割と被害の少ない状況だったのかなと思っております。また、米の方も値段、とんでもなく概算金が上がって農家の方も喜び半分戸惑い半分というような状況で小売り等に関しては値段をいくらにしたらいいのか迷っている方もいらっしゃるかと思います。稲刈りの方は、作業が遅れ気味なのかなという状況です。溝延の方、コンバイン稼働しているのが 22 台、それを溝延の水田面積で割ると 1 台当たりかなりの面積を処理しなければならないということで作業の方もまだまだ遅れていくのかなと思っております。皆さんには気をもまないで事故のないように進めていただきたいと思っております。まずは最終的に収量も上がって収入も上がってよい秋を迎えられるように皆さんも地域に帰ってお力添えをいただきたいと思っております。

また、協議会の方で、溝延の築堤に関する国交省の提示がありましたので、資料を閲覧していただいて頭の中に入れておいていただきたいと思います。かなりの農地が今回築堤によってなくなる予定ですので、その辺も踏まえて溝延のこれからの営農に皆さんのお知恵を拝借したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。今日はご苦労様です。

○ 事務局（佐藤事務局長）

ありがとうございます。それでは日程第 1 の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名をいたします。

10 番 逸見三和子委員 11 番 奥山喜幸委員 お願いします。

それでは、日程第 2、議案の審議に入ります。報第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の 1 ページをお開きください。報第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号 63 番 所在地 谷地字海老鶴●●、畑、ほか 3 筆、合計 4,929 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後ですが、畑は自作、田は引き続き●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号 64 番 所在地 大字田井字田中●●、畑、ほか 1 筆、合計 573 m²です。所有者は、●●さん他 1 名で、●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが持ち分 2 分の 1 を相続されました。取得後ですが、ご親戚にもご協力いただいているようですが、自作するとのことでした。

次に、申請番号 65 番 所在地 谷地字東●●、畑、ほか 1 筆、合計 1,361 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、養子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことでした。

次に資料の 2 ページをお開きください。申請番号 66 番 所在地 大字溝延字千苅●●、田、ほか 1 筆、合計 3,840 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は引き続き●●さんに耕作をお願いするとのことでした。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

事務局から説明がありました。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）なければこのように許可したいと思います。次に移ります。報第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 3 ページ、報第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号 132 番及び 133 番、所在地 大字溝延字東浦●●、田、ほか 1 筆、合計 2,137 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 31 号農用地利用集積計画（案）の決定について、ご審議いただきますが、耕作者の●●さんが買い受けるためです。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

事務局から説明がありました。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。議第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の 4 ページ、議第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。申請番号 49 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑、ほか 2 筆、合計 749 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給中のためです。

次に申請番号 50 番、売買による所有権移転です。所在地 大字岩木字岩木東●●、畑、ほか 1 筆、合計 558 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、申請地は●●さんの住宅に隣接しておりまして、平成 15 年に●●さんのお父様の●●さんが農地として取得を希望したんですけれども、以前は耕作面積の要件があり、3 条の許可申請ができなかったために、3 条許可を条件に所有権移転仮登記を設定し耕作しておりました。令和●●年●●月●●日に●●さんが亡くなり、仮登記の権利を申請者の●●さんが相続し、今回 3 条での所有権移転を申請するものです。売買価格につきましては、平成 15 年の仮登記を設定した時に支払った価格でございます。

次に申請番号 51 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、ほか 8 筆、合計 11,102 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のための再設定です。

以上 3 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告 49 番から順次お願いします。

(49 番)

○ 押野委員

49 番、●●さんの方でさくらんぼを植えて管理されています。

○ 議長（会長）

●●さんについては、私の方から説明いたします。渡し人の孫さんになります。●●さんのお父さんが受けていたんですけれども急に亡くなりまして、同居している孫の●●さんが耕作、管理していくことになっております。

50 番お願いします。

(50 番)

○ 高橋委員

先ほど事務局の説明で納得しましたけれども、畑でずいぶん高いなと思っていた次第です。以前に仮登記で契約していたということで納得しました。説明のとおり住宅の隣接地で、

私の土地も近くにありますので、常にきれいに管理しているのを確認しております。問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、51 番お願いいたします。

(51 番)

○ 押野委員

●●さん、黒木渕の 2 筆は豆を植えています。管理はあまり良なくて草か豆か分からないような状況ですが、町会議員をやりながら農業をしています。もう少し管理していただけたらと思いますが大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい。私から一つ質問いいですか。51 番、金額が出てますがプラス 300 kg となってるけれども金額のほかに 300 kg で 8,500 円に合わせたということなのか。

○ 事務局（嶋田）

10 アールあたりは 8,500 円で総額として金額のほかに 300 kg を物納するものです。

○ 議長（会長）

3 条で 10 年間、10 年経った時どちらから解約の申し出がないと自動継続になるんだよね。金額もそのままいくんだよね。

○ 事務局（嶋田）

はい。

○ 高橋委員

3 年に 1 回の賃借代金見直しのたびに自動的に変わるという契約にはなっていないんですか。

○ 事務局（嶋田）

なっておりません。

○ 議長（会長）

そのへん分かっているのか心配ですが彼等は従妹だから大丈夫なのかもしれないが、ちょっと危惧するところです。

まず、現地調査で一応問題ないということなので、皆さんから何か。

(なし)

なければこのように許可したいと思います。

それでは次に移ります。議第 31 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 6 ページをお開きください。議第 31 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いします。

資料 7 ページの総括表をご覧ください。所有権移転が 2 件となります。

資料の 8 ページ、申請番号 226 番、所在地 谷地字沢畑●●、田、ほか 3 筆で合計 2,708 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 3,693 円、総額 10,000 円です。

渡し人の●●さんが労力不足で後継者もないことから、以前から耕作者の●●さんに買ってほしいとお願いをしていたものです。

次に、申請番号 227 番、所在地 大字溝延字東浦●●、田、ほか 1 筆で合計 2,137 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 449,228 円、総額 960,000 円です。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見は。これは安部委員、沢畑あたりは 10,000 円くらいなんだか。

○ 安部委員

弥勒寺の方はそれなりに。以前、紅花資料館の近くは一反歩あたり 10 万円から 20 万円で総会にあがっていたのでかなり安いかなと思います。

○ 議長（会長）

耕作しにくい不便なところなのか。

○ 安部委員

うえの 3 筆は場所がわかりませんが、弥勒寺の方はそれほどではないと思います。

○ 議長（会長）

押野委員、東浦も溝延の相場からするとだいぶ高いようだけど。

○ 押野委員

さくらんぼを植えて雨よけハウスを建てて場所も悪くないんですけども、●●さんの方では場所が良いので高くても買うということでこの方向にいったんじゃないかと。これまでの経緯もあったみたいです。

○ 議長（会長）

それでは、このように決定しておりますのでこれで総会の方は終了いたします。

午前9時30分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
